



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社エフ・シー・シー  
代表者名 代表取締役社長 松田年真  
(コード：7296、東証第一部)  
問合せ先 取締役事業管理統括 松本隆次郎  
(TEL. 053-523-2400)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 23 日開催予定の第 85 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮するとともに、今後もふさわしい人材を招聘できる環境を整えるため、現行定款第 28 条(取締役の責任免除)および第 36 条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、変更案第 28 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 23 日(火)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 23 日(火)

以上

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 36 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 36 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>

以上